

川崎市剣道連盟 1 級審査規程

第 1 条 川崎市剣道連盟（以下、本連盟という）の規約第 6 条第 2 号の事業のうち 1 級審査は、神奈川県剣道連盟（以下、県剣連という）段位審査規程に基づき当該規程の定めるところによる。

第 2 条 1 級を受審するものは、本連盟会員とする。

第 3 条 1 級は、初段の下位に属する階制で受審する者は、2 級合格者で小学 6 年生に達した者、または中学 1 年生の修練者とする。

第 4 条 1 級審査は、教士 7 段以上の審査員 3 名をもって構成し 2 名以上の同意により合格とする。

第 5 条 審査内容は、実技、木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 9 まで」を実施する。

第 6 条 1 級合格者には、本連盟が所定の（仮）1 級合格証を授与する。

第 7 条 1 級合格者には、県連盟会長が所定の証書を授与する。

第 8 条 1 級受審に伴う審査料、登録料は、本連盟の定めるところによる。

第 9 条 本連盟は、県連盟の定める様式により合格者名簿を作成し県連盟会長宛てに報告する。

付則 1 この付則は、平成 2 1 年 8 月 1 日より施行する。

本規定の制定により従前あった川崎市剣道連盟級位審査規程、同連盟級位審査要領及び同連盟 2 級以下審査要綱は廃止する。

付則 2 規程第 5 条のうち木刀による剣道基本技稽古法「基本 1 から 9 まで」を加え平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則 3 規程第 3 条のうち中学 1 年生に達した者は、1 4 歳以上の修練者を小学 6 年生に達した者、または中学 1 年生以上の修練者に改め、平成 2 3 年 5 月 2 8 日から施行する。

付則 4 規程第 5 条のうち日本剣道形 3 本は平成 2 6 年度審査会より廃止する。